

東みよし町データ放送お知らせ掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、東みよし町データ放送のお知らせ掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載できるお知らせ)

第2条 次の各号に該当するものを掲載する。

- (1) 収益を目的としない非営利の団体、グループ等の活動に関するもの
- (2) 町が主催、共催、後援または補助等をする行事、事業等で公益性があるもの
- (3) 福祉や教育、文化的観点から公益性があるもの
- (4) 防災や防犯、社会的観点から公益性があるもの
- (5) その他、所管課長が認めるもの

(掲載できないお知らせ)

第3条 次の各号に該当するものは掲載できない。

- (1) 個人的な活動や宣伝
- (2) 特定の会員、関係者等への周知や連絡
- (3) 企業、団体等の営利活動や宣伝
- (4) 法令等に違反するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反し、不快な印象を与えるもの
- (6) 人権侵害となるもの
- (7) 政治的または社会問題の主張や宗教的性格が強いもの
- (8) 町が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- (9) 町の事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) 消費者被害防止や青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他不相当であると所管課長が認めるもの

(お知らせの掲載位置)

第4条 お知らせの掲載位置は、東みよし町ケーブルテレビ、デジタル12チャンネルのデータ放送のお知らせとする。

(お知らせの規格及び表現)

第5条 お知らせに使用できる画像規格は、横480×縦520ピクセルのJPEG形式。掲載できるテキストは下記のとおりとする。

【表題】 35文字×2行以内

【本文】 29文字×12行以内（機種依存文字、外字、半角は使用できない）

2 次にあげる表現はお知らせとして使用する事ができない。

- (1) 「4色ボタン」「進む」「戻る」などの誤操作を招くボタン類や表記
- (2) 警告を意味するような誤解をあたえるアラートマークや表記

(お知らせの掲載期間)

第6条 お知らせの掲載期間は1カ月以内とする。お知らせは、開始日の0時から掲載を開始し、終了日の24時をもって終了するものとする。ただし、特に必要がある場合は、時間を指定することができる。

(お知らせの掲載制限)

第7条 同一の申込者による同内容のお知らせの掲載は、年3回までとする。また、お知らせ掲載枠の上限(20件)を超えた場合は、掲載期間中であっても古いものから順に削除されることがある。ただし、可能な限り掲載申込者間で調整を図るものとする。

(お知らせの掲載料)

第8条 料金は無料とする。

(お知らせの申込)

第9条 お知らせを掲載しようとする者は、「東みよし町データ放送お知らせ掲載申込書」に掲載しようとするお知らせの内容を記入し、掲載期間の7日前までに申し込むものとする。

(お知らせ掲載者の責任)

第10条 お知らせの内容に関する一切の責任はお知らせ掲載者が負うものとし、不快な表現を用いないよう配慮しなければならない。

(お知らせ掲載の取り消しおよび変更)

第11条 所管課長は、町のデータ放送の運用上支障があるときは、掲載の取り消し、または内容の変更や訂正を求めることができる。

2 お知らせ掲載者が第3条に定める規定に反したとき、また違法行為を犯すなど、町データ放送に、お知らせを掲載するに不相当と認められる場合は、掲載を取り消すことができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則 この要領は、平成30年10月1日から施行する。